

03 支援策に係る申請書等一覧

(第1号様式)

年度商店街での新たな生活様式に対応した設備等購入費補助事業交付申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所 在 地
団 体 名
フ リ ガ ナ
代表者職氏名
(生年月日:)
事務担当者名
連 絡 先

年度において、商店街での新たな生活様式に対応した設備等購入費補助事業を実施するに当たり、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 千円

2 消費税及び地方消費税の課税方法 (□免税事業者 □簡易課税事業者 □課税事業者)

(添付書類)

- (1) 事業計画書兼収支予算書(商店街での新たな生活様式に対応した設備等購入費補助)(第2号様式)
 - (2) 設備・機器等の見積書の写し
 - (3) 工事費を含む場合は、仕様書・図面・カタログ等事業の内容がわかるもの、施設・設備の配置図及び工事施工前の写真
 - (4) 役員名簿及び内組合員名簿又は会員名簿
 - (5) 登記事項証明書の写し及び定款又はこれに準ずる規約、会則等
 - (6) 補助事業の実施について議決した総会等の議事録の写し
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- (注)(5)については、補助金申請に係る書類として従前に本市へ提出している補助事業者にあつては、内容に変更がない場合に限り省略することができる(ただし、前回提出年度から10年を経過している場合はこの限りではない)。(前回提出 年度)

(申請する皆様へ)

- (1) 名古屋市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体に該当するときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることがあります。
- (2) 上記事由を確認する必要がある場合には、申請書類に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

(第2号様式)

事業計画書兼収支予算書(商店街での新たな生活様式に対応した設備等購入費補助)

(1) 事業内容(設備・機器等を導入して実施する商店街事業内容)

(2) 事業効果(設備・機器等を導入して実施する商店街事業の効果)

(3) 導入内容兼収支予算

収入の部

区 分	予 算 額 (円)	積 算 の 基 礎
自 己 資 金		
収 入 金		
市 補 助 金		
合 計		

支出の部

区 分	予 算 額 (円)	積 算 の 基 礎
(工事費)		
(備品購入費)		
合 計		

(第8号様式)

年度商店街での新たな生活様式に対応した設備等購入費補助実績報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名
事務担当者名
連 絡 先

年 月 日付 第 号をもって交付決定のありました商店街での新たな生活様式に対応した設備等購入費補助事業を完了しましたので、関係書類を添付して報告します。

(添付書類)

- (1) 事業報告書兼収支精算書(商店街での新たな生活様式に対応した設備等購入費補助)(様式3)
- (2) 補助対象経費に係る支払領収書及び請求書等証拠書類の写し
- (3) 設備・機器等の設置状況の写真等
- (4) 工事費を含む場合は契約書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(第9号様式)

事業報告書兼収支精算書(商店街での新たな生活様式に対応した設備等購入費補助)

(1) 事業内容(設備・機器等を導入して実施した商店街事業内容)

(2) 事業効果(設備・機器等を導入して実施した商店街事業の効果)

(3) 導入内容兼収支精算書

収入の部

区 分	予算額 (円)	精算額 (円)	積 算 の 基 礎
自 己 資 金			
収 入 金			
市 補 助 金			
合 計			

支出の部

区 分	予算額 (円)	精算額 (円)	積 算 の 基 礎
(工事費)			
(備品購入費)			
合 計			

03 支援策に係る申請書等一覧

R3コロナー3 コロナ禍における航空宇宙産業認証維持継続助成

令和3年度 名古屋市航空宇宙産業認証維持継続補助金

コロナ禍で厳しい状況にある航空宇宙産業において、事業の維持、継続に必要な品質マネジメントシステム規格（JIS Q 9100等）の**更新審査・定期審査に係る経費の一部を助成**することで、航空宇宙産業の関連企業を応援します。

補助事業者

本年度の4月1日時点で市内の事業所において品質マネジメントシステム規格（JIS Q 9100等）の認証を取得している中小企業者

注1・・・対象となる認証はJIS Q 9100及び相互承認されているAS9100・EN9100に限ります。

注2・・・中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいいます。

補助対象事業

毎年行われる認証の審査により、当該年度内に認証を証する書類を更新することで、認証を維持する事業

補助率・補助限度額

補助率：補助対象経費の1/2以内 補助限度額：50万円以内

注1・・・認証機関に支払う経費に限ります。

注2・・・補助事業者が市外事業所と一括して更新審査等を受審する場合は、経費の総額を受審対象事業所数で案分し、市内事業所数に相当する経費を補助対象経費とします。

注3・・・申請状況によっては補助率が1/2を下回る場合があります。

募集期間

募集開始：令和3年4月1日（木）

募集期限：令和3年6月30日（水）17時半必着

注1・・・募集の対象は、本年度内（令和4年3月31日まで）に補助事業（経費の支払いを含む）が完了する案件です。

注2・・・補助事業開始までに申請書を提出していただく必要があります。ご事情等がある場合は、事前に裏面「お問合せ先」までご連絡ください。

補助金の交付

補助対象事業が完了し、支払いを終えた後に交付します

注1・・・本市が随時実施するアンケート調査やヒアリング等にご協力いただきます。

注2・・・補助金の申請から交付までの流れは裏面をご参照ください。

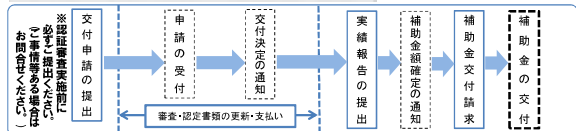
注：募集期限を令和3年12月31日（金）まで延長。

申請に必要な書類

○交付申請時に必要な書類は次のとおりです。
○ご不明な点は、申請前に下記「お問合せ先」までご連絡ください。

No	必 要 書 類	チェック欄
①	交付申請書（様式第1号） ※所定の様式を本市ウェブサイトからダウンロードして作成してください。	☐
②	事業計画書（様式第2号） ※所定の様式を本市ウェブサイトからダウンロードして作成してください。	☐
③	直近3期分の「貸借対照表」・「損益計算書」の写し （代表者による原本証明があるもの。押印不要。） ※事業年度が3期に満たない場合は、当該事業年度の全期分を添付してください。	☐
④	申請日時点で取得している認証の「登録証」・「付属書」・「審査報告書」の写し（代表者による原本証明があるもの。押印不要。） ※全ページは不要です。 【登録証・付属書について】 ・認証機関、登録事業者、登録事業所、登録活動範囲、初回登録日、有効期限などを確認します。 【審査報告書について】 ・認証機関、登録事業者、登録事業所、審査実施日、審査種別（定期又は更新の別）などを確認します。	☐
⑤	審査に係る見積書の写し （代表者による原本証明があるもの。押印不要。） ※審査を受ける予定の認証機関が発行する見積書を添付してください。	☐
⑥	市税に関する滞納がない旨の証明 ※市税事務所にて取得してください。	☐

補助金の「申請」から「交付」までの流れ



申請の受付 お問合せ先

ダウンロード先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市経済局 インベーション推進部 次世代産業振興課
次世代産業振興係 【航空宇宙産業認証維持継続補助金担当】
TEL: 052-972-2418 E-Mail: a2417@keizai.city.nagoya.jp
<https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/000139099.html>

（様式第1号）

名古屋市航空宇宙産業認証維持継続補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）名古屋市長

所在地
企業名

代表者職氏名

代表者生年月日

事務担当者

（電話番号

（E-MAIL

名古屋市航空宇宙産業認証維持継続補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）直近3期分の貸借対照表及び損益計算書の写し

（代表者による原本証明があるもの）

（3）交付の申請の日時点で取得している認証の登録証及び付属書並びに審査報告書の写し（代表者による原本証明があるもの）

（4）審査に係る見積書の写し（代表者による原本証明があるもの）

（5）市税に関する滞納がない旨の証明

（6）その他市長が必要と認める書類

市使用欄
【管理番号】

【申請者の概要】

企業名				
本社所在地				
代表者職氏名	職氏名	創業年月	年 月	
資本金	万円	従業員数	人	
業種	☐ 製造業 ☐ 専門・技術サービス業 ☐ その他（ ）			
業務内容				
うち、航空機・宇宙分野				
主要製品等				
うち、航空機・宇宙分野（該当機種）				
企業組織図				
事業所概要		所在地	従業員数（人）	業務内容
	本社	上記に同じ		
	支店・工場等			
	支店・工場等			
最近の業績		期 間	売上高（千円）	経常利益（千円）
	第 期	／ ～	うち、航空機・宇宙分野	
	第 期	／ ～	うち、航空機・宇宙分野	
	第 期	／ ～	うち、航空機・宇宙分野	
主要取引先				

※ 企業の概要の記載されたパンフレット等を添付してください。

03 支援策に係る申請書等一覧

(様式第6号)

名古屋市航空宇宙産業認証維持継続補助金事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所在地
企業名
代表者職氏名
事務担当者
(電話番号 ー ー)
(E-mail)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業について、
事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告及び補助金の交付請求をします。

(添付書類)

- 事業実績書(様式第7号)
- 補助事業が完了したことが分かる認証の登録証及び付属書並びに審査報告書の写し(代表者による原本証明があるもの)
- 補助対象経費に係る請求書の写し(代表者による原本証明があるもの)
- 補助対象経費に係る領収書の写し(補助事業者が補助対象経費を支払っていることが証明できるもので、代表者による原本証明があるもの)
- その他市長が必要と認める書類

市使用欄
【管理番号】

(様式第7号)

事業実績書

区 分	内 容		
更新審査又は定期審査の概要	認 証 種 別	☐ JIS Q 9100 ☐ AS9100 ☐ IATF16949	
	審 査 種 別	☐ 更新審査 ☐ 定期審査	
	補 助 事 業 完 了 日	年 月 日	
	認 証 機 関	名 称 所 在 地	
	審査料の総額	税 込 額	円
		税 抜 額 ①	円
上記審査対象 事 業 所 数	市内事業所数②	事業所	
補助金交付請求 額の算出	総事業所数③	事業所	
	※補助対象となるのは市内事業所にかかるもののみ ※市外事業所と一括して更新審査等を受審する場合は、総事業所数 に対して市内事業所数で案分した額が補助対象		
補助金交付請求 額	① 円×② 事業所/③ 事業所 × 1/2 = 円		
	※上記算出結果(円未満切り捨て)と 500,000 円を比較して低い 額		
¥ , 0 0 0 ★			

R3コロナー4 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金・経営改善サポート資金

**令和3年度
ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策
経営支援資金のご案内(令和3年4月1日現在)**

名古屋経済局産業労働部中小企業振興課

この資金は、新型コロナウイルス感染症により、売上減少の影響を受けている市内中小企業者の方の経営を支援するための融資制度です。

1 ご利用いただける方

名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等(名古屋信用保証協会を利用できる中小企業者の方に限ります。)で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少し、セーフティネット保証(4号・5号)又は危機関連保証の認定を受け「経営行動計画書」(※2)を作成した方です。

※1 セーフティネット保証 5号認定を受けて利用する場合、15%以上の売上減少が必要です。

※2 「経営行動計画書」とは、申込金融機関との対話を通して、現状認識及び今後のアクションプラン等を定めた計画のことを指します。

2 融資条件

融資限度額	4,000万円
資金使途	設備資金・運転資金
融資期間	3年以内 年 1.1%
融資利率	3年超～10年以内 年 1.2%
据置期間	5年以内
保証料率	0.2%
担 保	名古屋信用保証協会所定
連帯保証人	法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。法人代表者も一定要件(法人・個人分離、資産超過)を満たし、経営者保証免除を希望し、適用される場合は不要。

3 融資の取扱期間

令和3年4月1日(木)から翌年3月31日(木)まで

※3 危機関連保証の認定を受けて利用する場合、上記の取扱期間にかかわらず経済産業大臣が定めた期間内に融資実行されることが必要です。

4 取扱金融機関(申込受付窓口)

次の取扱金融機関(市内店舗)にお申込みください。

銀 行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三重(※4)・関西みらい・第三(※4)・名古屋・愛知・中京
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡・知多・東濃
信用組合	愛知商銀
その他	商工組合中央金庫

※4 令和3年5月1日以降は、三重銀行と第三銀行が合併し、三十三銀行が取扱金融機関となります。

5 申込に必要となる書類

○信用保証委託申込書
○信用保証委託契約書
○個人情報の取扱に関する同意書
○印鑑証明書
○確定申告書(写し)2期分・決算書(写し)2期分
○許認可等を要する事業については、許認可証の写し
○設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
○(法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
○セーフティネット保証(4号・5号)又は危機関連保証の認定書(又はその写し)
○(経営者保証の免除を希望する場合)経営者保証免除対応確認書

※5 上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

6 認定書の有効期限について

○本制度を利用する場合に必要な、セーフティネット保証(4号・5号)認定にかかる認定書の有効期限は、認定書の発行の日から30日間です。また、危機関連保証の認定にかかる認定書の有効期限は、認定書の発行の日から30日間と経済産業大臣が指定する期間の終期のいずれか先に到来する日となります。

○認定書の有効期間内に、融資に関する手続きを円滑に進めるため、認定申請の前に、上記4の取扱金融機関とご相談いただくようお願いいたします。

7 その他

融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

8 お問い合わせ先

(1) 融資制度全般に関すること
名古屋経済局産業労働部中小企業振興課
名古屋千種区吹上二丁目6番3号(中小企業振興会館6階)
電話 052(739)2100

(2) 保証制度等に関すること
名古屋信用保証協会
名古屋市中区栄二丁目12番31号
電話 052(212)3011

03 支援策に係る申請書等一覧

令和3年度 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策 経営支援資金のご案内（令和4年2月1日現在）

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課

この資金は、新型コロナウイルス感染症により、売上減少の影響を受けている市内中小企業者の方の経営を支援するための融資制度です。

1 制度の概要

対象者	名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等(名古屋市信用保証協会を利用できる中小企業者の方に限ります。)、以下①～③のいずれかに該当し、かつ「経営行動計画書」(※1)を作成した方 ①セーフティネット保証4号の認定を受けた方 ②セーフティネット保証5号の認定を受け、かつ次のいずれかに該当する方 - 売上高が15%以上減少している - 最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している ③次のいずれかに該当する方 - 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少している - 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している
-----	--

※1「経営行動計画書」とは、申込金融機関との対話を通して、現状認識及び今後のアクションプラン等を定めた計画のことを指します。

2 融資条件

融資限度額	6,000万円(令和4年2月より4,000万円から限度額を引き上げました)
資金使途	設備資金・運転資金
融資期間	3年以内 年1.1%
融資利率	3年超～10年以内 年1.2%
据置期間	5年以内
保証料率	・上記①②の場合、0.2% ・上記③の場合、0.2%～1.15% (財務区分による)
担保	名古屋市信用保証協会所定
連帯保証人	法人代表者以外の連帯保証人は原則不要、法人代表者も一定要件(法人・個人分離、資産超過)を満たし、経営者保証免除を希望し、適用される場合は不要。

3 取扱金融機関(申込受付窓口)

次の取扱金融機関(市内店舗)にお申込みください。

銀行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三十三・関西みらい・名古屋・愛知・中京
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡・知多・東濃
信用組合	愛知商銀
その他	商工組合中央金庫

4 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込
 - 個人情報取扱に関する同意書
 - 印鑑証明書
 - 確定申告書(写し)2期分・決算書(写し)2期分
 - 許可等を要する事業については、許認可証の写し
 - 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
 - (法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
 - (対象者①・②の場合)セーフティネット保証(4号・5号)の認定書(又はその写し)
 - 売上高減少要件確認書
 - (経営者保証の免除を希望する場合)経営者保証免除対応確認書
- ※3 上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

5 認定書の有効期限について

- 本制度を利用する場合に必要な、セーフティネット保証(4号・5号)認定にかかる認定書の有効期限は、認定書の発行の日から30日間です。
- 認定書の有効期限内に、融資に関する手続きを円滑に進めるため、認定申請の前に、上記3の取扱金融機関とご相談いただくようお願いいたします。

6 その他

融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

7 お問い合わせ先

- 融資制度全般に関すること
名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課
名古屋市中区栄二丁目6番3号(中小企業振興会館6階)
電話 052(735)2100
- 保証制度等に関すること
名古屋市信用保証協会
名古屋市中区栄二丁目12番31号
電話 052(212)3011

R3コローナ5 成長応援資金

事業資金のご相談は名古屋市小規模事業金融公社へ!!

★経営者保証のみ、伴走型支援の融資制度です!!★



成長応援資金 をご利用ください

融資の条件

融資金額	1事業者300万円以内
資金使途	運転資金
返済期間	3年以内
返済方法	月賦払い(12か月以内の据置可)
連帯保証人	経営者保証のみ
利率	1.3%
その他	公社所定の経営支援を受けること

・融資時に到達次第締め切ります。

ご利用いただける方

- ・市内に一定の事業所があり、申込みの日以前6か月以上引き続き同一業種(融資対象業種に限る)に属する事業を適法に営んでいる会社・個人及び特定非常勤活動法人のかた
- ・従業員20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下のかた
- ・民間金融機関からの事業性融資の借入れがない事業者のかた

お申込みにあたって

- ・この資金は、ご利用期間中にヒアリング等を通して、助言、フォローを行う伴走型の制度です。そのため、毎期決算書(確定申告書)を提出いただきます。
- ・お申込みからご融資の決定まで速やかに手続きができるよう、ご面談の希望日時を事前に調整のうえお申込みください。

申込から融資金送金、返済までの流れ



お問合せ先

公益財団法人 **名古屋市小規模事業金融公社**
〒464-0856 名古屋市中区栄二丁目6番3号(名古屋市中企業振興会館5階)
TEL▶052-735-2123 FAX▶052-735-0400
http://nb-fun.jp/

(2021.4.30.現在)

R3コローナ6 利子補給

令和3年度主な施策等一覧

		経済局	
事 項	(新規) ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金の利子補給	草案頁	63頁
予 定 額	11,507,891千円		
事業の概要	1 趣 旨	国の緊急経済対策「民間金融機関を通じた資金繰り支援」を活用した、低金利で経営状況に応じて金融機関が柔軟に対応する「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金」に係る利子補給を実施するもの。	
	2 予定額内訳	(単位:千円)	
		区 分	予定額
		利子補給	11,403,111
		利子補給に係る金融機関事務費	77,000
		利子補給に係る事務手続き体制の確保	27,780
(参考) 債務負担行為 (単位:千円)			
		区 分	期 間
		利子補給	令和3～6年度
		金融機関との連携による利率の引き下げ	令和5～13年度
			限度額
			32,431,000
			3,499,000
担 当 課	産業労働部中小企業振興課 電話 735-2100		